

幼児教育の無償化

2019年10月からスタート

入園料・保育料

月25,700円を上限に無償

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象。
- ・入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象。

※ 通園送迎費や給食の食材料費等は対象外。

預かり保育

月11,300円を上限に無償

- ・共働き世帯の子どもなど保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象。
- ・利用日数に応じて月額の支給上限額は変動。（450円×利用日数）

(算定のイメージ)

	入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
A園	10,000円	14,000円	24,000円	0円
B園	-	30,000円	25,700円	4,300円

※ 4月入園の場合、入園料は年間在籍月数の12で割った数とする。

(算定のイメージ)

	施設の定める	利用日数	支給上限額	無償化対象額	実質負担額
A園	4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
B園	9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（月16,300円が上限）

※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。（月11,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

無償化の対象となるには、

まずは、認定申請書の提出が必要です。

幼稚園から配付される認定申請書に必要な事項を記入の上、幼稚園へご提出ください。

(問合せ先)

新潟市役所コールセンター

TEL：025-243-4894

(新潟市こども未来部幼保運営課 TEL：025-223-7374)